

「日本版スチュワードシップ・コード」に対する取組方針

当社は、2019年、「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の受入れを表明し、スチュワードシップ活動に取り組んでまいりました。

2020年3月に改訂された当コードの趣旨に、深く賛同し、受け入れることを表明します。それを踏まえ、当コードの原則1から7について、以下の方針で取り組んでまいります。

なお、当社はファンド・オブ・ファンズ形式の運用をおこなっているため、一部については間接的な手法を併用してまいります。

（原則1：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。）

当社は、お客さまの長期的、安定的な資産形成のお役に立つ質の高い資産運用サービスを提供し続け、お客さまとともに成長することを喜びとする運用会社としてスチュワードシップ責任を果たすために、投資先ファンドがスチュワードシップ責任を果たすことにより、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、運用資産の長期的な成長につながるものであることを求めてまいります。

（原則2：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。）

当社は、利益相反のおそれのある取引について、社内規程にもとづいて管理してまいります。管理方針の概要を「[利益相反管理方針（概要）](#)」として公表いたします。投資先ファンドの選定にあたっては、利益相反の可能性という観点から、その運用会社の資本構成に留意するとともに、利益相反についての明確な方針が策定されていることを確認してまいります。

（原則3：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。）

当社は、投資先ファンドの選定にあたって、その運用会社が、投資先企業の業績や財務面の把握のみに留まらず、ガバナンス、資本構造、事業におけるリスク・収益機会等の非財務面からも把握するように努めていること、また投資先企業の企業価値を減じるおそれのある事項を早期に把握できるよう、必要な体制を整えていることを求めてまいります。

（原則4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。）

当社は、投資先ファンドの運用会社が、中長期の視点から投資先企業の企業価値および資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話をおこなう体制が整っていること、および対話に関する方針を持っていることを求めてまいります。

（原則5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。）

当社は投資先ファンドの選定にあたっては、議決権の行使と行使結果を個別の投資先企業および議案ごとに公表することについての明確な方針「[議決権行使ガイドライン](#)」が策定されていることを確認し、その後も定期的に、可能な範囲で個別に行使結果を確認してまいります。また、長期的な運用資産の成長を目的として議決権を行使することを明確に示しているファンドに投資をおこなってまいります。

(原則6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。)

当社は、投資先ファンドの運用会社のスチュワードシップ責任への取組状況について、その考え方を定期的に確認するとともに、その確認内容について、ウェブサイト等で公表をおこなってまいります。

(原則7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。)

当社は、社内の会議等を通じて、投資先ファンドの運用状況についてその運用結果を詳細に検証するとともに、必要に応じて、投資先ファンドの運用会社と十分な議論をおこなうこと等により、運用会社のスチュワードシップの履行状況についてモニタリングをおこなってまいります。

以上

(2020年6月30日)

「日本版スチュワードシップ・コード」に対する取組状況にかかる自己評価は、以下のとおりです。

[日本版スチュワードシップ・コード」に対する取組状況にかかる自己評価\(2019年度\)](#)